

# 本庄あぐりじャーなる

HONJO AGRI JOURNAL



## 本庄市農業委員会 新体制スタート!

「改選により新たな『農業委員』・『農地利用最適化推進委員』が決定」

任期満了に伴う委員の改選により、本年2月10日に新たに農業委員19名が任命され、農地利用最適化推進委員23名が委嘱されました。任期は両委員ともに、令和9年2月9日までの3年間です。

農業委員は、市長が推薦及び公募による募集を行い、候補者選考委員会にて選考し、市議会の同意を得て、市長が任命します。なお、法律で農業委員の過半数が認定農業者であること及び農業委員会業務に利害関係を有しない中立委員の選任が定められています。

農業委員は、農地法に基づく許認可のほか、農地利用最適化推進委員とともに、農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に関する活動を行います。

2月10日に改選後初の農業委員会総会が開催され、農業委員の互選により、会長に田端講一委員が、会長代理に細

野俊文委員が、それぞれ選出されました。

また、農地利用最適化推進委員は、農業委員会が推薦及び公募による募集を行い、候補者選考委員会にて選考し、農業委員会総会において選任のうえ、農業委員会が委嘱します。

農地利用最適化推進委員は、定められた担当区域内で農業委員と連携して、農地等の利用の最適化の推進のための活動を行います。



農業委員任命書交付式

## 会長あいさつ

本庄市農業委員会 会長

田端 講一



本市農業委員会の活動につきまして、日頃より格別のご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、本年2月10日に開催された新委員による農業委員会総会において、農業委員の互選により、引き続き会長の重責を担うことになりました。身に余る光栄でありましたとともに、改めて責任の重大さを痛感しております。

さて、本市農業委員会では、「農地等の利用の最適化の推進」の実現に向け、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、本市の農業を次世代に繋いでいくために、一丸となって責務を果たしていく所存でございますので、なお一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

藤田地区



【農】内田 新一  
うちだ しんいち  
鷗森 傍示堂 牧西 小和瀬



【農】金井 清子  
かない きよこ  
宮戸



【農】戸谷 忠司  
と や ただし  
堀田 滝瀬



【推】福島 正紹  
ふくしま まさつぐ  
鷗森 傍示堂



【推】高橋 勝  
たかはし まさる  
牧西 小和瀬



【推】金井 優  
かない まさる  
宮戸 堀田 滝瀬

仁手地区



【農】中野 和夫  
なかの かずお  
仁手 下仁手 久々宇  
田中 上仁手



【推】海澤 房男  
かいざわ ふさお  
仁手 下仁手



【推】坂上 公男  
さかうえ きみお  
久々宇 田中 上仁手

旭地区



【農】金子 順治  
かねこ じゆんじ  
都島 山王堂 沼和田  
杉山 新井 三友



【農】茂木 良明  
もてぎ よしあき  
小島 小島南 万年寺



【農】塩原 圭一郎  
しおばら けいいちろう  
下野堂



【推】戸塚 毅  
とづか たけし  
都島 山王堂 沼和田  
杉山 新井 三友



【推】久保 国男  
くぼ くにお  
小島 小島南  
万年寺 下野堂

本庄地区



【農】細野 俊文  
ほそ の としゆみ  
全域



【推】吉岡 昭  
よしおか あきら  
全域

北泉地区



【農】反町 辰夫  
そりまち たつお  
本田 栗崎 新田原  
久下塚 西五十子 東五十子



【農】鈴木 誠次  
すずき せいじ  
東富田 四方田 西今井  
西富田 東今井 共栄



【推】井上 栄二  
いのうえ えいじ  
本田 栗崎



【推】高田 裕之  
たかだ ひろゆき  
新田原 久下塚  
西五十子 東五十子



【推】高月 政男  
たかつき まさお  
東富田 四方田 西今井  
西富田 東今井 共栄

【農】 農業委員 【推】 農地利用最適化推進委員

※中立委員…農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者。農業委員会の業務に対して中立的立場で公正な判断ができる農業者以外の者。

# 農業委員・農地利用最適化推進委員を紹介します

## 共和地区



さかつめ ゆたか  
【農】坂爪 裕  
蛭川 上真下 下真下 共栄



でうし やすし  
【農】出牛 康  
吉田林 入浅見 下浅見 高関



あらい のぶゆき  
【推】新井 伸幸  
蛭川 上真下



あらい ゆきお  
【推】新井 幸男  
下真下 共栄



おかの のぼる  
【推】小賀野 昇  
吉田林 入浅見 下浅見 高関

## 金屋地区



たばた こういち  
【農】田端 講一  
金屋 長沖 高柳



くらのうち ひろし  
【農】倉野内 浩  
塩谷 保木野 田端



すすき よしみ  
【農】鈴木 良美  
飯倉 宮内



くらはやし ひろし  
【推】倉林 永  
金屋 長沖 高柳



すすき みきお  
【推】鈴木 幹雄  
塩谷 保木野 田端



たかやま まさゆき  
【推】高山 将之  
飯倉 宮内

## 児玉地区



みやべ とよのり  
【農】宮部 豊徳  
児玉小通りの南  
児玉南



ながお みちこ  
【農】永尾 路子  
児玉小通りの北  
※中立委員



たじま ゆうせい  
【推】田島 勇扇  
児玉小通りの南  
児玉南



たけまさ つねお  
【推】武政 恒雄  
児玉小通りの北

## 秋平地区



しみず たつお  
【農】清水 辰雄  
秋山 風洞 東小平 西小平



ふくだ みつお  
【推】福田 光男  
秋山 風洞



ねぎし しょういち  
【推】根岸 正一  
東小平



あきやま まもる  
【推】秋山 守  
西小平

## 本泉地区



きむら ふみこ  
【農】木村 文子  
太駄 河内 稲沢 元田



なかざと みつお  
【推】中里 光夫  
太駄 河内 稲沢 元田



# 農地パトロールを実施します ~適切な農地の管理を心がけましょう~

本庄市農業委員会では、遊休農地の調査や違反転用の発生防止などを目的として、7月から8月の間に農地パトロールを実施します。

雑草が繁茂している遊休農地は、病害虫の発生源となって周辺農地に悪影響を与えるほか、不法投棄されたり、火災や防犯上の危険など、様々な問題が生じる原因となります。農地を所有（管理）する方は、責任を持って草刈りなどの適切な管理を行い、周辺に迷惑をかけないように心がけましょう。

なお、遊休農地を放置すると、農業委員会から指導が行われるほか、固定資産税が増額される場合があります。

また、土地の管理を行わないことで他人に損害を与えたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない場合もありますので、ご注意ください。

## 農地の貸借や売買の希望を随時受付中



▲最新の一覧表は、市ホームページに掲載しています。

農地を貸したい・売りたいご希望がありましたら、市ホームページに農地の一覧を掲載し、借り手・買い手を募集することができます。

『農地の貸借売買等意向調査票』に必要事項をご記入のうえ、農業委員会事務局へご提出ください。意向調査票は、農業委員会事務局（市役所4階）で配布しているほか、市ホームページでダウンロードできます。

※借り手・買い手が見つかるまでは、所有者が維持管理（草刈りなど）してください。

## 農地の賃借料情報

令和5年に締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当たりの年額）は、以下のとおりです。

農地所有者と借主の合意による賃借料情報ですので、農地の賃借料を決める際の参考としてください。



締結（公告）された地域		田（水稻）			畑（普通畑）		
		平均額	最高額	最低額	平均額	最高額	最低額
本庄地域	基盤整備地域	9,500円	13,500円	3,500円	9,500円	16,300円	4,100円
	未整備地域	7,500円	10,000円	3,700円	8,600円	12,500円	2,600円
児玉地域	基盤整備地域	7,000円	13,500円	4,000円	8,900円	12,800円	3,400円
	未整備地域	3,500円	5,100円	1,800円	7,200円	11,400円	2,600円
本庄市全体平均		8,200円			8,800円		

○賃借料が物納支給（水稻）の場合は、60kg当たり12,800円に換算しています。

○金額は、100円未満を四捨五入しています。

○本庄市全体平均は、各区分の平均額をデータ数により加重平均した金額です。

### 編集後記

農業委員・農地利用最適化推進委員の改選に伴い、広報広聴委員会委員も新たな顔ぶれとなりました。本号は、新委員で編集・発行する初めての農業委員会広報紙となります。

これまで同様、皆さまに親しみやすい広報紙づくりに努めてまいりますので、引き続き、ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

農業委員会広報広聴委員会  
委員長 田端 講一  
副委員長 細野 俊文  
委員 福島 正紹、中野 和夫、塩原 圭一郎、井上 栄二、永尾 路子、鈴木 良美、根岸 正一、木村 文子、出牛 康

### 農業者年金に加入しましょう

次の3つの要件を満たす方は、どなたでも加入できます。

- ・国民年金第1号被保険者
- ・年間60日以上農業に従事
- ・20歳以上65歳未満  
(60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者)

※詳しくは、最寄りのJAまたは農業委員会事務局へお問い合わせください。